

## 建物を新築されたら住居番号の付定申請を！！

住居表示の実施区域に建物を新築（建替えも含む）したときは、住居番号の付定申請を行ってください。

- 1 住居表示が実施されている区域とは、小型町名板と住居番号板（青地に白文字）が隣家の門や玄関等に貼ってあるのを見ていただければ確認できます。

（例）



[小型町名板]



[住居番号板]

- 2 新築された家に転居（転入）の届をされる前に、付定申請を行ってください。
- 3 住居番号は、一定の基準により付定されますので、自分で番号を付けることはできません。誤った住居番号で届けられた住民票、登記の手続きは不完全なものとなり、再度の手続きが必要となります。
- 4 住居番号は住所だけを表す番号で、不動産登記や戸籍の本籍に使用されている家屋番号や土地の地番とは関係ありません。

### 【申請（書）について】

申請人：代理人で可

申請時期：建物の上棟後、すみやかに

添付書類：建築確認済証に添付してある『建物配置図』及び『付近見取り図』の写し

申請窓口：地域政策課 住居表示班（市役所12階）

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時

- 1 住居番号決定後に、転居（転入）等の手続きに必要な「住居番号決定通知書」と門柱、玄関等に表示する「小型町名板・住居番号板」を差し上げます。
- 2 窓口の混雑等により、申請書後、住居番号決定までにお時間がかかる場合がございます。また、5件以上の申請については、書類をお預かりし、後日お渡しする場合がございますので、ご了承下さい。

問い合わせ先：地域政策課 住居表示班  
電 話：328-2031（直通）  
F A X：351-2030